

(第48期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第 48 期 報 告 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

事	業	報	告									
連	結	貸	借	対	照	表						
連	結	損	益	計	算	書						
連	結	株	主	資	本	等	変	動	計	算	書	
貸		借		対		照				表		
損		益		計		算				書		
株	主	資	本	等	変	動	計	算	書			
会	計	監	査	人	の	監	査	報	告	書	謄	本
監	査	役	会	の	監	査	報	告	書	謄	本	

株式会社 セゾン情報システムズ

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、足元の企業業績や設備投資は底堅く推移し、雇用・所得環境も緩やかな改善傾向にあるものの、英国のEU離脱問題や米国の新大統領就任による為替変動等の金融市場の混乱等、海外経済の影響を中心に先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する情報サービス業界は、IT技術のイノベーションによる「IoT (Internet of Things)」、「FinTech」等が新たな社会基盤として活用され始め、従来以上にIT技術に対する期待・需要が高まるとともに、企業向けシステム開発についても「所有から利用へ」の顧客ニーズの変化のなか「クラウド」に代表されるサービス型ビジネスへの転換が進んでおり、業界全体は緩やかな成長基調で推移しました。一方で、このような状況のもと優秀な技術者の不足及び高コスト化等、重要な事業リソースに係る課題も顕在化しており、最新テクノロジーやITイノベーションに対応できる優秀な技術者の育成及び確保が急務となっております。

このような経営環境のもと当社グループは、主に生活者向けに利便性、快適性及び心の豊かさを提供する企業に対して、システム開発及びデータセンターを活用した情報処理サービス、「HULFT (ハルフト)」を中心としたパッケージ製品の販売及びサポートサービス等を提供してまいりました。また、パッケージ製品の更なるグローバル展開、最新テクノロジー (「IoT」「FinTech」等) の研究開発及び活用、先端的なクラウドソリューションやクラウドプラットフォームサービスの活用・連携、全社的な技術戦略を推進する人材の育成等に積極的に取り組み、事業基盤の拡大を図っております。これらに加え、当社におけ

る対処すべき課題として、前連結会計年度までに発生した大型システム開発案件の開発遅延等から、当社において、本件開発業務に関する技術的難易度が高まったことへの認識及びこれに対応できるレベルの技術力が不足していたこと、多様な仕様変更等へも対応できるプロジェクトマネジメント力を有していなかったこと、並びに、社内及びお客様に対してコミュニケーションが十分に行われなかったことが本件開発遅延等の主な原因と考えており、その再発防止策として、「技術レベルの向上」「プロジェクトマネジメントの改善・強化」「組織風土改革～風通しの良い企業風土の構築と社員のマインドセットの刷新」を掲げて、同様の問題が生じることの無いよう抜本的な対応に取り組んでおります。

当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は31,024百万円（前連結会計年度比4.1%増）、営業利益は3,351百万円（同26.3%増）、経常利益は3,177百万円（同23.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,366百万円（前連結会計年度は6,094百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、前連結会計年度において、大型システム開発案件の開発遅延問題に係る条件付和解に伴う損害賠償費用6,646百万円を損害賠償引当金として損失処理しておりますが、平成28年7月29日付で第三者機関であるソフトウェア紛争解決センターより中立評価を受領したことにより、本和解の停止条件が成就し、本和解は直ちに効力を生じたため、当該損失額は前連結会計年度に計上済の金額で確定いたしましたので、当該和解金の支払いによる当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、前連結会計年度の報告セグメントにおいて分類表示していた「BPO事業」は、平成28年2月1日付で会社分割及び株式譲渡を行ったため、当連結会計年度において、「BPO事業」はありません。

当連結会計年度におけるセグメント別の業績は次のとおりであります。以下、セグメント間取引については相殺消去しておりません。

なお、当連結会計年度より、重点顧客マーケットビジネスへのフォーカスを推進し、また、「選択と集中」によるカテゴリートップを目指すべく組織変更を行っております。これにより、従来「エンタープライズ・ソリューション事業」

に含まれていた一部クレジットカード関連事業を「カードシステム事業」に統合集約し、「エンタープライズ・ソリューション事業」は流通小売業界及びその他新規顧客、新サービスの提供に注力することとし、その報告セグメントを「流通・ITソリューション事業」に変更しております。前連結会計年度との比較・分析は、変更後の区分により行っております。

（カードシステム事業）

売上面においては、前連結会計年度において製品保証対応等により一時的に減少したシステム開発及び情報処理サービスが回復したこと等により、当連結会計年度のカードシステム事業の売上高は15,658百万円（前連結会計年度比14.1%増）となりました。

利益面においては、売上高の回復に伴い収益性が改善したこと等により、当連結会計年度の営業利益は2,535百万円（同89.7%増）となりました。

（流通・ITソリューション事業）

売上面においては、既存顧客向けのシステム開発及び情報処理サービスが減少したこと等により、当連結会計年度の流通・ITソリューション事業の売上高は4,898百万円（同8.8%減）となりました。一方で、前連結会計年度より新たに取組み始めた経費精算やデータ分析領域等における先端的なソリューションを活用したサービスは、顧客開拓やマーケティング活動の進展等の成果が開始しております。また、最新テクノロジーである「IoT」や「ブロックチェーン」を活用した「本人のみ受け取り可能な宅配ボックス」の実証実験等、事業の将来展開を見据えた新たな取組みを積極的に行っております。

利益面においては、生産性の向上等により収益性は向上しているものの、売上高の減少及び一部プロジェクトの開発中止に係る解約損失引当金繰入額728百万円を計上したこと等により、当連結会計年度は720百万円の営業損失（前連結会計年度は438百万円の営業損失）となりました。なお、前述のプロジェクトの開発中止に係る損失計上や既存顧客の取引規模減少等により将来の事業収益の

低下が見込まれることから、当連結会計年度において176百万円の減損損失を計上しております。

(HULFT事業)

通信ミドルウェアのデファクトスタンダードである当社の主力製品「HULFT」の累計出荷本数は、前連結会計年度末から約7,800本増加し約189,600本となり、導入社数は前連結会計年度末から約300社増加し8,700社を超えました。

売上面においては、「HULFT」「DataSpider」及び「HULFT Series」製品等のサポートサービスは順調に推移したものの、「HULFT」等のライセンス販売について前連結会計年度は大型案件の受注があったこと、グローバル製品戦略の見直しがあったこと等により、当連結会計年度のHULFT事業の売上高は7,081百万円（前連結会計年度比2.5%減）となりました。一方で、平成28年9月より販売を開始した戦略製品である「HULFT IoT」は大手企業向けの受注が決まる等、着実に案件が増加しており、他社との提携による共同サービス展開も進展しております。

利益面においては、更なる事業拡大を狙い、製品開発体制及びテクニカルサポート体制の強化、グローバル展開強化のための次世代製品の研究開発、ブランド力向上に向けたマーケティング活動の推進等、先行投資として位置付ける施策を講じていることにより、販売費及び一般管理費が増加し、当連結会計年度の営業利益は1,256百万円（同54.5%減）となりました。

(その他)

その他には株式会社フェス等を分類しており、売上面においては、医療機関向けシステム運営管理受託及びITサービスマネジメントの標準である「ITIL」関連事業が順調に進捗したこと、また、特定顧客への情報処理サービスの提供が加わったこと等により、当連結会計年度のその他の売上高は4,388百万円（同35.2%増）となりました。

利益面においては、売上高の増加及び収益性の向上等により、当連結会計年度の営業利益は459百万円（同18.4%増）となりました。

セグメント別売上高（連結）

区 分	第47期 (平成27年4月から 平成28年3月まで)	第48期 (平成28年4月から 平成29年3月まで)	増減率
カードシステム事業	13,721百万円	15,658百万円	14.1%
流通・ITソリューション事業	5,370	4,898	△8.8
H U L F T 事業	7,261	7,081	△2.5
その他の	3,245	4,388	35.2
B P O 事業	1,205	—	—
合 計	30,804	32,027	4.0
調 整 額	△1,012	△1,002	—
連結損益計算書計上額	29,792	31,024	4.1

- (注) 1. 調整額は、セグメント間の振替高及びセグメント間取引の相殺消去であります。
2. 当連結会計年度より、従来「エンタープライズ・ソリューション事業」に含まれていた一部クレジットカード関連事業を「カードシステム事業」に統合集約し、「エンタープライズ・ソリューション事業」は流通小売業界及びその他新規顧客、新サービスの提供に注力することとし、その報告セグメントを「流通・ITソリューション事業」に変更しており、上記は変更後の区分に基づいております。
3. BPO事業については、平成28年2月1日付で会社分割及び株式譲渡を行ったため、第48期の実績はありません。また第47期における業績は株式譲渡時点までの10ヶ月間の実績となっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,244百万円であり、その主なものは、「H U L F T」等の販売用ソフトウェアの開発及び「S A I S O S（クラウド型ホスティングサービス）」関連設備の増強であります。

③ 資金調達の状況

当社は、大型システム開発案件の開発遅延問題等に係る和解金の支払い及び財務基盤の安定性確保を目的として、平成28年3月28日に取引銀行との間で締結したシンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約に基づき、平成28年8月に長期借入金7,000百万円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第45期 (平成26年3月期)	第46期 (平成27年3月期)	第47期 (平成28年3月期)	第48期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売 上 高 (百万円)	32,500	30,485	29,792	31,024
経常利益 (△損失) (百万円)	3,350	△4,081	2,569	3,177
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△純損失) (百万円)	1,863	△4,707	△6,094	2,366
1株当たり 当期純利益 (△純損失) (円)	115.05	△290.60	△376.22	146.10
総 資 産 (百万円)	26,595	25,638	23,312	22,283
純 資 産 (百万円)	16,582	11,299	4,971	7,446

- (注) 1. 1株当たり当期純利益 (△純損失) は期中平均株式数で算出しております。
2. 第46期より売上計上基準を変更し、第45期については遡及修正後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第45期 (平成26年3月期)	第46期 (平成27年3月期)	第47期 (平成28年3月期)	第48期 (当事業年度) (平成29年3月期)
売 上 高 (百万円)	30,077	27,755	26,863	27,948
経常利益 (△損失) (百万円)	3,076	△4,474	2,088	4,080
当期純利益 (△純損失) (百万円)	1,776	△4,909	△6,347	3,399
1株当たり 当期純利益 (△純損失) (円)	109.67	△303.06	△391.82	209.85
総 資 産 (百万円)	26,299	25,493	23,183	22,315
純 資 産 (百万円)	16,254	10,758	4,226	7,629

- (注) 1. 1株当たり当期純利益 (△純損失) は期中平均株式数で算出しております。
2. 第46期より売上計上基準を変更し、第45期については遡及修正後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 フ ェ ス	60百万円	100%	システム運営管理受託・人材派遣
世存信息技術(上海)有限公司	200百万円	100%	システム受託開発、パッケージ販売
株 式 会 社 ア プ レ ッ ソ	267百万円	100%	パッケージソフトウェア開発・販売
H U L F T P t e . L t d .	100万 シンガポールドル	100%	パッケージソフトウェア販売
H U L F T , I n c .	300万 米ドル	100%	パッケージソフトウェア開発・販売

(注) 平成28年4月にアメリカ合衆国に100%出資の現地法人H U L F T , I n c . を設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成31年3月期を最終年度とする新たな中期経営計画を掲げ、財務基盤の強化とともに、戦略的投資等により長期で飛躍的・非連続的な成長を遂げるための事業基盤の整備を進め、更なる事業の成長を目指しております。対処すべき課題にあたるこの中期経営計画実現のための、主な戦略及び施策は以下のとおりです。

① New Businessの創造（中期経営計画策定時の施策「重点顧客マーケットビジネスへのフォーカス」を進化）

カードシステム事業においては最重要顧客における顧客内でのITシェアの拡大を通じ特化得意分野の創出、流通・ITソリューション事業においては競争優位性を担保する「繋ぎ・連携・ビッグデータ」に関連する独自ソリューションの創出、H U L F T 事業においてはサービス型ビジネスへのモデル転換を図り、顧客利用領域の拡大や国内外の新規顧客開拓の加速の実現、及び全社的な技術統括組織であるテクノロジーセンターと各事業のコラボレーションによる新規ビジネスの発掘に取り組んでまいります。

② H U L F T 事業の成長加速

戦略的投資により、事業のグローバル化を一層推進するとともに、国内潜在

マーケットの開拓に取り組んでまいります。そのために、競争優位性のある魅力的な製品・サービスを継続的且つタイムリーに開発・提供し続ける体制の構築を強化します。また、H U L F Tブランドを再興させ、認知度の向上を図ってまいります。

③ 技術戦略の明確化と開発力強化

C T O（最高技術責任者）直轄のテクノベーションセンターによる活動を一層活発化させ、技術戦略の浸透、開発力、技術力向上、製品サービスの品質向上に取り組むとともに、先端テクノロジー（「IoT」「FinTech」等）の研究開発・活用を推進してまいります。この活動においては、自社内に限らず、積極的に社外とのオープンイノベーションの推進や実証実験を通じたお客様業務への取り組みの推進を図ってまいります。

④ 財務基盤の整備・強化

安定的な財務基盤の整備を進めるため、各種施策を講じてまいります。単年度の損益だけではなく、R O I C（投下資本利益率）やバランスシートを重要な経営指標としてマネジメントに活用するとともに、事業投資の判断に関する基準を明確化し、キャッシュフロー重視の経営に転換してまいります。また各事業の更なる成長のための柔軟かつ安定的な資金調達実現を通じて、財務基盤の強化に取り組んでまいります。

⑤ 業務プロセスやコスト構造の最適化

B P R（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）の推進を通じて社内プロセスや組織機能等の刷新を実施するとともに、当該見直しによる I T 基盤の刷新、データセンターの最適化等、適正なコスト構造への転換を引き続き図ってまいります。

⑥ その他

オフィス環境、人事プログラム等を刷新し、働き方改革を推進し、魅力的な職場環境を構築してまいります。コーポレートブランドの訴求、ロールモデル人材の育成、社内コミュニケーションの活性化等も積極的に実施し組織風土、企業ブランドの刷新に取り組んでまいります。

また、事業ポートフォリオの再整備、アライアンス強化を通じて長期的な成長を実現し、継続的に R O E 15%を達成できる事業基盤の確立に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成29年 3月31日現在)

カードシステム事業 クレジット業界向けにシステムの開発・運用を行っております。

流通・ITソリューション事業 流通・サービス業界向けにシステムの開発・運用及びソリューション等の提供を行っております。

H U L F T 事業 通信ミドルウェア「H U L F T」等のパッケージソフトウェアの販売・保守及びシステムの開発等の提供を行っております。

(6) 主要な営業所等 (平成29年 3月31日現在)

① 当 社

本 社 ・ サ ン シ ャ イ ン 事 業 所	東 京 都 豊 島 区
深 川 セ ン タ ー	東 京 都 江 東 区
関 西 事 業 所	大 阪 府 大 阪 市
名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 名 古 屋 市
九 州 サ テ ラ イ ト オ フ ィ ス	福 岡 県 福 岡 市
江 戸 川 橋 オ フ ィ ス	東 京 都 文 京 区

② 子 会 社

株 式 会 社 フ ェ ス	本 社 東 京 都 豊 島 区
世 存 信 息 技 術 (上 海) 有 限 公 司	本 社 中 国 上 海
株 式 会 社 ア プ レ ッ ソ	本 社 東 京 都 文 京 区
H U L F T P t e . L t d .	本 社 シ ン ガ ポ ル
H U L F T , I n c .	本 社 ア メ リ カ 合 衆 国 カ リ フ ォ ル ニ ア 州

(7) 従業員の状況（平成29年 3 月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1, 195名	23名増

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
666名	12名増	40. 8歳	12. 3年

- （注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。
2. 従業員数には、当社から他社への出向23名を除いております。
3. 従業員数には、嘱託・契約社員を含めております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年 3 月31日現在）

借入先	借入残高
シンジケートローン	6, 300百万円

（注）シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を幹事とする 3 社（株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行）の協調融資によるものです。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 16,200,000株（自己株式279株を含む）
- ③ 株主数 4,160名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株式会社クレディセゾン	7,588,000	46.84
ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニー (ケイマン) リミテッド	4,488,800	27.71
イーシーエム マスターファンド エスピーブイ ワン	857,028	5.29
株式会社インテリジェントウェイブ	500,000	3.09
セゾン情報システムズ社員持株会	416,268	2.57
大日本印刷株式会社	307,500	1.90
株式会社みずほ銀行	196,000	1.21
協和青果株式会社	171,700	1.06
株式会社三菱東京UFJ銀行	80,000	0.49
富士通株式会社	80,000	0.49

(注)1. 持株比率は、自己株式（279株）を控除して計算しております。

2. エフィッシモ キャピタル マネージメント ビーティーイー エルティーディーから、平成27年3月30日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）において、平成27年3月24日現在で5,345千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「④大株主（上位10名）」には含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の 数（株）	保有割合 （%）
エフィッシモ キャピ タル マネージメント ビーティーイー エル ティーディー	260 オーチャードロ ード #12-06 ザヒ ーレン シンガポール 238855	5,345,928	33.00

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	内 田 和 弘	HULFT事業部長、世存信息技术（上海）有限公司董事長
常 務 取 締 役	小 野 和 俊	CTO、テクノロジーセンタール長、株式会社アプレッソ 代表取締役社長
取 締 役	野 津 浩 生	総務部担当
取 締 役	土 橋 眞 吾	ビジネスサポート部担当、経営推進部担当、株式会社アプレッソ監査役、世存信息技术（上海）有限公司監事、株式会社フェス監査役
取 締 役	大 沢 隆	カードシステム事業部長
取 締 役	安 達 一 彦	株式会社インテリジェントウェイブ会長
取 締 役	川 野 忠 明	
常 勤 監 査 役	三 谷 宏 雄	
常 勤 監 査 役	三 宅 信 一	
監 査 役	石 井 泰 次	株式会社SPinno監査役、株式会社ファランクス監査役
監 査 役	小 川 憲 久	紀尾井坂テームス総合法律事務所弁護士、山九株式会社監査役

- （注）1. 取締役安達一彦氏、取締役川野忠明氏はいずれも、社外取締役であります。
2. 監査役三谷宏雄氏、監査役三宅信一氏、監査役石井泰次氏、監査役小川憲久氏はいずれも、社外監査役であります。
3. 監査役小川憲久氏は、弁護士及び一般財団法人ソフトウェア情報センター理事に従事しており、情報サービス産業に関する知的財産権について相当程度の知見を有しております。
4. 監査役菅崎悟氏は、平成28年6月28日をもって当社監査役を辞任しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役のいずれも300万円以上であらかじめ定める金額または同法第425条第1項に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区 分		支給人員	支給額
取 (うち社外取締役)	取締役	10名 (2)	92百万円 (10)
監 (うち社外監査役)	監査役	5 (4)	38 (34)
合 計		15	131

- (注) 1. 期末現在の人員数は取締役7名、監査役4名であります。
 上記には、平成28年6月28日開催の第47期定時株主総会の終結の時をもって辞任した監査役1名及び任期満了により退任した取締役3名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬等の限度額は、平成20年6月13日開催の第39期定時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬等の限度額は、平成20年6月13日開催の第39期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

ロ．社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役安達一彦氏は、株式会社インテリジェントウェイブの会長を兼務しております。なお、当社は株式会社インテリジェントウェイブとの間にパッケージソフトウェアの販売等の取引関係があります。
- ・監査役石井泰次氏は、株式会社SPinnoの監査役及び株式会社ファランクス
の監査役を兼務しております。なお、当社と株式会社SPinno及び株式会社
ファランクスとの間に重要な取引関係はありません。
- ・監査役小川憲久氏は、紀尾井坂テームス綜合法律事務所の弁護士、山九株
式会社の監査役を兼務しております。なお、当社と紀尾井坂テームス綜合
法律事務所及び山九株式会社との間に重要な取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（19回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 安 達 一 彦	12回	63.2%	一回	一%
取締役 川 野 忠 明	19	100.0	—	—
監査役 三 谷 宏 雄	19	100.0	14	100.0
監査役 三 宅 信 一	15	100.0	11	100.0
監査役 石 井 泰 次	18	94.7	13	92.9
監査役 小 川 憲 久	16	84.2	12	85.7

(注) 平成28年6月28日開催の第47期定時株主総会において、三宅信一氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。就任日である平成28年6月28日から平成29年3月31日までの間における取締役会の開催回数は15回、監査役会の開催回数は11回であります。

ハ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役安達一彦氏、取締役川野忠明氏、監査役三谷宏雄氏、監査役三宅信一氏、監査役石井泰次氏、監査役小川憲久氏は取締役会において議案審議に必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役三谷宏雄氏、監査役三宅信一氏、監査役石井泰次氏、監査役小川憲

久氏は監査役会において監査の方法その他監査役の職務の執行に関して必要な発言を適宜行っております。

⑤ 独立役員の開示について

独立役員の氏名等

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
取締役	川野 忠明	—
監査役	三宅 信一	—
監査役	石井 泰次	株式会社SPinno監査役、株式会社ファランクス監査役
監査役	小川 憲久	紀尾井坂デーミス総合法律事務所弁護士、山九株式会社監査役

- (注) 1. 川野忠明氏は社外取締役であります。
 2. 三宅信一氏、石井泰次氏、小川憲久氏は社外監査役であります。
 3. 川野忠明氏、三宅信一氏、石井泰次氏、小川憲久氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

- (注) 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要がある判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑦ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の重要な子会社の計算書類監査の状況

該当事項はありません。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号、第5項の定めに基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令（会社法施行規則第100条）で定める体制」すなわち内部統制システムの整備に関する基本方針の概要は①～⑪のとおりです。（最終改訂 平成28年4月1日）

当社は、本基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を絶えず評価し、必

要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備に努めてまいります。

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、「職務権限規則」に基づき決裁された稟議書等の文書、各種契約書、その他職務の執行に係わる重要情報を文書化（電子文書を含む）し、「文書管理規程」の規定に従い適切に保存・管理・廃棄を行っております。

② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、法務、経営、風評、財務、事業、品質、人、災害、システム等のリスクを総合的に管理するため、経営企画部門を主管とし、「リスク管理規程」を定め、これらリスクを特定・評価したうえで、必要な予防・軽減策を講じ、当社の企業価値の保全と業務の円滑な運営を図ります。

当社は、特定の顧客の動向、特定の商品への依存、事業部門において推進中の大規模・重要プロジェクト、事業収益上の課題等を事業リスクととらえ、取締役会及び常勤取締役、業務執行責任者が参加する経営会議並びに代表取締役による月次レビューにおいて業務執行状況を確認し、リスクマネジメント課題に対応しています。

また、情報システム障害、情報セキュリティ事故、開発プロジェクトリスク等を信用につながるリスクととらえ、「品質方針」「情報セキュリティ方針」「個人情報保護方針」を定め、これらの方針の下、品質管理部門は、規程、細則、ガイドライン等を整備し、各部門におけるマネジメントシステムの運営を統括しています。

開発プロジェクトリスクに関しては、品質管理部門が第三者レビュー制度を運営しており、顧客提案時及びプロジェクトの要所たるマイルストーンにおいて、全社の中から選抜された技術力・プロジェクト管理能力に秀でた社員から構成された「認定PM（プロジェクトマネージャ）」でレビューを実施し、実効性あるプロジェクトリスクコントロールを行っています。

販売・製造・購買等の業務プロセスにおけるリスクに関しては、事業管理部門を主管とし、「営業管理規程」「購買管理規程」「業務プロセスマニュアル」等に基づき、各部門の業務プロセスを統制します。

各部門が取引先と交わす契約リスクに関しては、コンプライアンス部門を主管とし、「契約管理規程」等に基づき、契約締結に至る折衝、締結書面等を統制します。

事業リスク、信用リスク、コンプライアンスリスク、災害リスク等が現実化した場合、「危機管理規程」等に基づき、緊急事態に対応する体制を早期に構築し、被害最小化・拡大防止対策、二次被害防止対策、復旧対策の早期立上げ等に当たる体制を整備します。

取締役は、万一、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに取締役会、監査役会に報告を行います。

③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月開催し、法令において定められた事項や当社または当社グループ全体に影響を及ぼす経営上の重要事項について、「取締役会規則」に基づき意思決定するとともに、その他重要事項や業務執行の状況について報告を受けております。

目標の明確な付与と進捗管理の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、当社グループの中期経営計画を取締役会にて決議し、中期経営計画から、全社、各部、各社毎にブレイクダウンした年度事業計画を策定し、代表取締役による月次レビューにより、事業計画の業績管理と各部の業務執行状況の確認を行っております。

当社は、「組織規則」、「職務権限規則」、「業務分掌規則」をはじめとした規則等により、業務分掌、職位・職務権限、決裁事項、決裁者・決裁権限を明らかにし、取締役の管掌または担当する部門の業務の効率的運営並びに責任体制を確立しています。また、経営会議を設置し、組織の横断的課題を合議し、各部門の業務執行を円滑化しています。

④ 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、当社の内部統制システムの基本方針を決定し、実効性ある内部統制システムの構築と法令順守体制を整備しています。

当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、「規律」「自律」「自立」を掲げる「行動規範」、並びに、コンプライアンス

の基本方針・体制を定める「コンプライアンス規則」を制定しています。

コンプライアンスを統括する最高責任者を社長とし、社長はコンプライアンス業務推進の総指揮を執っています。また、コンプライアンス部門を設置し、同部門が全社的なコンプライアンスへの取組みを横断的に統括し、法令遵守教育の実施、法令遵守意識の醸成、守るべきルールの周知徹底を実施しています。

社内通報窓口をコンプライアンス部門、社外通報窓口を顧問弁護士とし、社内外からのコンプライアンスに係わる通報制度を確立しています。

監査役会、監査役及び内部監査等による監査体制を整え、内部統制システムの構築・運用状況を監視しています。重要な法律問題及びコンプライアンスに関する事項については、顧問弁護士と適宜協議し、助言を受けています。

当社は、市民生活に脅威を与え、健全な企業活動を阻む反社会的勢力とは一切関係を持たず不当な要求には応じない旨を、「行動規範」並びに「コンプライアンス規則」の中で定めています。反社会的勢力との取引を未然に防ぐため、警察等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集等に努め、新規取引先については事前に、継続取引先については定期的に、反社会的勢力か否かの調査を行っております。

財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行っております。

当社は、取締役会が一定の事項について経営判断を行うにあたり、当社や当社の株主共同の利益に適切な配慮がなされるよう確保し、より経営の透明性、公正性を確保していくことを目的として、取締役会の諮問機関として、当社の経営陣から独立した当社社外取締役、当社社外監査役又は独立した当社外の有識者により構成されるガバナンス委員会を設置しています。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「子会社等管理規則」を定め、子会社の自律性を尊重しつつ、子会社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保しています。経営企画部門長は、「子会社等管理規則」に従い、子会社より経営状況の報告を受けております。

当社は、子会社の役員、取締役、監査役等が、内部監査部門または監査役からの情報提供依頼に対し、迅速かつ円滑に情報提供することができる体制

を整えております。

ロ．当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に則り、経営企画部門を主管に、子会社のリスクを特定・評価し、リスクの予防・軽減活動を講じ、子会社の企業価値の保全と業務の円滑な運営を図っております。

当社は、子会社における法務、経営、風評、財務、事業、品質、人、災害、システム等のリスクに関し、必要に応じ、当該子会社と事業上密接なかかわりを持つ事業部門・センター部門及び当該リスクに関する当社主管部門が子会社と連携し対応しております。

ハ．当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社における自律的な経営判断が行われるよう、「子会社等管理規則」に従い子会社の指導育成を図り、子会社の管理を行う経営企画部門が子会社の取締役会にオブザーバーとして出席し、また、子会社に対する当社代表取締役による各社の業務執行状況に関する月次レビューを実施する等、子会社に対するガバナンスとモニタリング体制を確立しております。経営企画担当部門長は、子会社の重要事項の決定について事前協議を受けるものとし、必要のある場合は当社所定の決裁機関による承認を得るものとしております。

ニ．当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社において「コンプライアンス規則」等を定め、それぞれの子会社の経営責任者を当該子会社のコンプライアンスを統括する最高責任者とし、また、それぞれの子会社においてコンプライアンスに関する主管部門を定め、当社の経営企画部門及びコンプライアンス部門と連携してコンプライアンス体制を確立しています。また、当社の内部監査部門は、「内部監査規程」「子会社等管理規則」に基づき子会社の監査を実施し、その業務の適正を確保しています。

また、万一、法令等に違反またはそのおそれの高い事例を発見した場合の通報手段として、当社子会社の社員、取締役、監査役等も利用可能な内部通報制度を整備しています。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、内部監査部門から監査役の職務を補助すべき使用人を1名以上発令します。当該使用人は、内部監査業務と監査役補助業務を兼務しますが、監査役からの指揮命令権を優先します。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、あらかじめ監査役会の同意を得てから実施します。

- ⑧ 次に掲げる体制その他当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び会計参与並びに使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の監査役は、取締役会や代表取締役による各部門・子会社の月次レビュー等の重要会議に出席し、また、常勤監査役は常勤取締役、業務執行責任者が参加する経営会議に出席し、業務執行を担当する取締役及び使用人から、経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、リスク及びリスク管理の状況、事故・トラブル・不正・苦情等を含むコンプライアンスの状況について報告を受け、関連資料を閲覧します。また、稟議決裁等の取締役の決裁状況も電磁的に閲覧します。

当社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループ全体に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、あるいは取締役・使用人の職務遂行に関する不正行為、法令、定款に違反する重大な事実が発生する可能性、もしくは発生した場合はその事実について、監査役に対し速やかに報告します。

ロ. 当社の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の監査役は、当社代表取締役による子会社の月次レビュー等の重要会議に出席し、業務執行を担当する子会社の取締役及び使用人から、当該子会社の経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、リスク及びリスク管理の状況、事故・トラブル・不正・苦情等を含むコンプライアンスの状況について報告を受け、関連資料を閲覧します。また、稟議決裁等の子会社の取締役の決裁状況も電磁的に閲覧しております。

当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当該子会社に著しい損害を

及ぼすおそれのある事実、あるいは当該子会社の取締役、監査役、または使用人の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性がある、もしくは発生した場合は、その事実について、当社の経営企画部門及びコンプライアンス部門に対しこれらを速やかに報告しております。また、内部通報制度の担当部署は、当社の監査役に対し、内部通報の状況について定期的に報告をしております。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として当社または子会社において不利な取り扱いを受けないことを確保するための制度を整備しております。

- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役会または常勤監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理し、監査役会が独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。また、当社は監査役の職務の執行について生ずる費用を支弁するため、毎年一定額の予算を設けます。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、代表取締役、監査法人との意思疎通を図るため、それぞれ定期的に意見交換を行います。また、当社の監査役は、職務遂行に必要と判断したときは、いつでも取締役・使用人に報告を求めることができます。さらに、当社の監査役は、内部監査部門の実施する内部監査の報告を受け、連携します。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
当事業年度においては、取締役会を19回開催し、法令において定められた事項や当社または当社グループ全体に影響を及ぼす経営上の重要事項について、「取締役会規則」に基づき意思決定するとともに、その他重要事項や業務執行の状況について監視しております。また、取締役会議事録その他の重要な文書が適切に管理されていることを確認しております。
- ② 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
当事業年度においては、監査役会を14回開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等について定期的に意見交換を行っております。また、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、内部監査部門の実施する内部監査の報告を受け、経営状況・リスク管理状況等について確認しております。
- ③ 業務の適正を確保するための体制について
内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施し、代表取締役及び監査役へ監査結果の報告を行っております。
- ④ コンプライアンス体制について
コンプライアンス体制について、教育・研修は、全社員向けに年1度Webにて研修を実施、また、入社時都度のコンプライアンス研修を実施しています。

(5) 会社の支配に関する基本方針

一 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては

株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

したがって、当社取締役会は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定に重大な影響を与える者として不適切であると考えております。そこで、当社は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定に重大な悪影響が生じることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、株主の皆様のために交渉を行うこと等が必要であると考えております。

二 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社が属する情報サービス業界は、政府の成長戦略に「IoT推進」、「ビッグデータ活用」等のIT技術の積極的な活用が織り込まれ、セキュリティ対策、ビッグデータ活用、マイナンバー制度の導入、Fintech等、新たな需要が期待されるとともに、企業のシステム開発投資が堅調に推移することにより、業界全体は緩やかながらも成長基調にあります。

当社は、このような経営環境及び重要な課題を踏まえ、平成29年3月期～平成31年3月期を期間とする中期経営計画を策定し、達成に努めています。この中期経営計画においては、ビジョン「カテゴリートップの具現！～特定分野においてダントツの存在感を発揮する～」の実現を目指し、長期で飛躍的・非連続的な成長を遂げるために必要な事業ポートフォリオ、事業基盤の整備・確立に努めるとともに、財務基盤の整備・強化等の重点戦略を講じ、企業価値を高めるべく経営に取り組んでおります。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、平成23年5月12日開催の取締役会において、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みとしての当社の大規模買付ルールを更新することを決議し、同年6月10日開催の当社第42期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきましたが（以下、更新前の大規模買付ルールを「旧ルール」といいます。）、旧ルールの有効期間が満了したため、平成26年6月12日開催の第45期定時株主総会における承認を得て当社の大規模買付ルール（以下、更新後の大規模買付ルールを「本ルール」といいます。）を更新いたしました。本ルールの概要は以下のとおりです。

当社の発行する株券等の買付行為を行おうとする者のうち、本ルールの対象となる者は、①当該買付者を含む株主グループの議決権割合を28%以上とすることを目的とする買付行為若しくはこれに類似する行為を行おうとする者、又は、②当該買付行為の結果、当該買付者を含む株主グループの議決権割合が28%以上となる買付行為若しくはこれに類似する行為を行おうとする者です。

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、本ルールに定められた手続を遵守することを約束する旨等を記載した意向表明書及び当社取締役会が大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報（以下、「必要情報」といいます。）をご提出いただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（30営業日を上限として延長することができます。）（以下、「分析検討期間」といいます。）、外部専門家の助言を受ける等しながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。なお、当社取締役会は、一定の場合には、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関し、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認する場合があります。

大規模買付者は、当社取締役会が大規模買付行為に対する対抗措置の発動を行わない旨の決議を行い、又は当社株主総会において大規模買付行為に対する対抗措置の発動に係る議案が否決されるまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとします。

大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、法令及び

定款の下で可能な対抗措置のうちから、状況に応じ最も適切と判断したものを発動することがあります。他方、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を発動する旨の決議を行いません。但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合には、対抗措置を発動することがあります。具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合、割当期日における株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で新株予約権が割当てられ、当該新株予約権には、大規模買付者等所定の要件に該当する者（以下、「非適格者」といいます。）は原則として行使できないとする行使条件、及び、非適格者以外の新株予約権者から、当社普通株式1株と引換えに当社が新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付されることになります。また、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、差別的行使条件及び差別的取得条項等を設けることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の取りまとめ等を行うに当たり、その判断の公正性を確保するために、業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対抗措置の発動の是非その他大規模買付行為の是非等に関する諮問を行います。

特別委員会は、当該諮問を受けた場合、当社取締役会に対し、大規模買付行為に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が必要と認める情報を提供するように要求することができます。特別委員会は、外部専門家の助言を受ける等しながら、必要情報及び当社取締役会から提供を受けた情報等の分析・検討等を行い、当社取締役会からの諮問に基づき、特別委員会としての意見を取りまとめ、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の是非その他大規模買付行為の是非等に関する勧告を行います。特別委員会は、勧告に際して対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとし、また、その理由を付して、大規模買付行為等に関する株主意思の確認を行うことを勧告することもできるものとします。

当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動や大規模買付行為等に関して決議を行います。また、当社取締役会は、①特別委員会が、対抗措置の発動に関して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付して勧告を行った場合、若しくは大規模買付行為に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は、②大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、

かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。

本ルールの有効期間は、平成26年6月12日開催の当社第45期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本ルールを廃止する旨の決議がなされた場合には、本ルールはその時点で廃止されるものとします。

四 当社取締役会の判断及び理由

上記二記載の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるために策定された取組みであり、まさに基本方針に沿うものです。また、本ルールは、当社株式の大規模買付行為が行われる際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みを設定するものであり、基本方針に沿うものです。

本ルールは、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足していること、平成26年6月12日開催の当社第45期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされ、当該株主総会において株主の皆様に本ルールの更新についてお諮りすることを予定していること、対抗措置を発動する一定の場合には、株主意思を確認できるようにしていること等株主意思を重視するものであること、対抗措置の発動に際しては、経営陣から独立した特別委員会に対して、発動の是非等に関して諮問を行うこととされていること等により、その公正性・客観性が確保されているため、当社は、本ルールは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

※ 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	7,903,534	支払手形及び買掛金	1,033,504
受取手形及び売掛金	3,593,436	1年内返済予定の長期借入金	1,400,000
商品	712	リース負債	157,427
仕掛品	152,013	設備関係未払金	10,841
貯蔵品	5,521	未払法人税等	169,920
未収還付法人税等	292,693	未払費用	662,720
繰延税金資産	977,970	前受金	2,477,824
その他の金融資産	641,042	賞与引当金	901,229
貸倒引当金	△38,434	受注損失引当金	15,040
流動資産合計	13,528,490	解約損失引当金	923,279
固定資産		資産除去債務	16,600
有形固定資産		その他の負債	855,106
建物及び構築物	170,892	流動負債合計	8,623,493
工具、器具及び備品	1,560,098	固定負債	
リース資産	353,889	長期借入金	4,900,000
建設仮勘定	461,591	リース負債	180,320
有形固定資産合計	2,546,472	退職給付に係る負債	971,167
無形固定資産		長期未払金	23,100
ソフトウェア	3,253,854	資産除去債務	139,167
リース資産	30,010	固定負債合計	6,213,755
その他の金融資産	524,133	負債合計	14,837,248
その他の金融資産	132	純資産の部	
無形固定資産合計	3,808,131	株主資本	7,914,702
投資その他の資産		資本	1,367,687
投資有価証券	756,013	資本剰余金	1,454,233
長期貸付金	2,150	利益剰余金	5,093,061
敷金	437,343	自己株式	△280
繰延税金資産	949,313	その他の包括利益累計額	△468,404
その他の金融資産	260,440	その他有価証券評価差額金	17,700
貸倒引当金	△4,806	為替換算調整勘定	11,607
投資その他の資産合計	2,400,453	退職給付に係る調整累計額	△497,712
固定資産合計	8,755,057	純資産合計	7,446,298
資産合計	22,283,547	負債純資産合計	22,283,547

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上 売上 販売費及び一般管理費 営業外 受有価証券 受取配当金 違約金 営業外 支投資 持分 特別 特 固 別 定 減 資 金 税 法 人 当 期 親会社株主に帰属する当期純利益	高価		31,024,694
	利益		21,080,059
	利益		9,944,635
	利益		6,592,655
	利益		3,351,980
	利息	226	
	利息	196	
	当評	2,531	
	価	1,684	
	入	34,467	
	他	2,982	
		10,913	53,002
	息損	53,436	
	損失	4,177	
	益	8,607	227,554
特 固 別 定 減 資 金 税 法 人 当 期 親会社株主に帰属する当期純利益	益	161,332	3,177,428
	益		
	益	4,764	4,764
	損	9,193	
	損失	336,816	
	益	144,917	490,927
	益		
特 固 別 定 減 資 金 税 法 人 当 期 親会社株主に帰属する当期純利益	益	269,683	2,691,265
	益	54,773	324,456
	益		2,366,808
			2,366,808

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年4月1日から）
（平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,367,687	1,454,233	2,726,253	△218	5,547,955
当期変動額					
親会社株主に帰属 する当期純利益			2,366,808		2,366,808
自己株式の取得				△61	△61
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	2,366,808	△61	2,366,747
当期末残高	1,367,687	1,454,233	5,093,061	△280	7,914,702

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	14,173	△4,753	△585,446	△576,026	4,971,928
当期変動額					
親会社株主に帰属 する当期純利益					2,366,808
自己株式の取得					△61
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	3,527	16,361	87,733	107,622	107,622
当期変動額合計	3,527	16,361	87,733	107,622	2,474,369
当期末残高	17,700	11,607	△497,712	△468,404	7,446,298

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

貸 借 対 照 表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	7,801,108	買掛金	1,119,721
売掛金	2,996,922	1年内返済予定の長期借入金	1,400,000
商品	916	リース負債	157,427
仕掛品	151,058	未払金	153,757
貯蔵品	5,521	設備未払金	23,702
前払費用	669,560	未払消費税等	482,712
未収還付法人税等	292,693	未払法人税等	9,093
繰延税金資産	895,997	未払消費税等	511,875
未収入金	51,963	前受り金	2,328,802
その他の他	2,155	賞与引当金	1,095,906
貸倒引当金	△220	賞与引当金	751,428
流動資産合計	12,867,677	受注損失引当金	15,040
固定資産		解約損失引当金	923,279
有形固定資産		その他	1,958
建物	161,787	流動負債合計	8,974,705
工具、器具及び備品	1,527,052	固定負債	
リース資産	353,889	長期借入金	4,900,000
建設仮勘定	461,591	退職給付引当金	180,320
有形固定資産合計	2,504,320	長期未払金	468,851
無形固定資産		資産除去負債	23,100
ソフトウェア	2,860,725	固定負債合計	5,711,439
リース資産	30,010	負債合計	14,686,144
電話加入権	0	純資産の部	
無形固定資産合計	2,890,736	株主資本	7,611,526
投資その他の資産		資本	1,367,687
投資有価証券	502,051	資本剰余金	1,462,360
関係会社株	2,143,070	資本準備金	1,461,277
長期貸付金	2,150	その他資本剰余金	1,082
長期前払費用	238,093	利益剰余金	4,781,759
繰延税金資産	382,069	利益準備金	157,500
繰延税金資産	922,197	その他利益剰余金	4,624,259
その他の他	19,740	別途積立金	820,000
貸倒引当金	△4,806	繰越利益剰余金	3,804,259
投資損失引当金	△151,930	自己株式	△280
投資その他の資産合計	4,052,636	評価・換算差額等	17,700
固定資産合計	9,447,693	その他有価証券評価差額金	17,700
資産合計	22,315,371	純資産合計	7,629,227
		負債純資産合計	22,315,371

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高	利益		27,948,299
売上原価			19,612,369
売上総利益			8,335,929
販売費及び一般管理費			5,621,837
営業利益			2,714,091
営業外収益			
受取利息		146	
受取有価証券利息		196	
受取配当金		1,369,794	
受取手数料		12,779	
受取デリバティブ評価益		1,684	
雑収入		34,467	
営業外費用		5,476	1,424,546
支払利息		53,082	
投資事業組合運用損		4,177	
経常替差損益		494	57,754
特別利益			4,080,882
特 定 資 産 売却益		4,764	4,764
特 定 資 産 処分損失		9,124	
減価償却費		320,260	
投資有価証券評価損		139,546	
投資損失引当金繰入額		151,930	620,861
税金引当金繰入額			3,464,785
法人税等調整額		9,295	
当期純利益		55,980	65,276
			3,399,509

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

（平成28年4月1日から）
（平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,367,687	1,461,277	1,082	1,462,360	157,500	6,820,000	△5,595,250	1,382,249
当期変動額								
別途積立金の取崩						△6,000,000	6,000,000	-
当期純利益							3,399,509	3,399,509
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△6,000,000	9,399,509	3,399,509
当期末残高	1,367,687	1,461,277	1,082	1,462,360	157,500	820,000	3,804,259	4,781,759

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△218	4,212,078	14,173	14,173	4,226,252
当期変動額					
別途積立金の取崩		-			-
当期純利益		3,399,509			3,399,509
自己株式の取得	△61	△61			△61
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			3,527	3,527	3,527
当期変動額合計	△61	3,399,447	3,527	3,527	3,402,975
当期末残高	△280	7,611,526	17,700	17,700	7,629,227

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社 セゾン情報システムズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石川 喜裕 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川口 泰広 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セゾン情報システムズの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セゾン情報システムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社 セゾン情報システムズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 石川 喜裕 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川口 泰広 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セゾン情報システムズの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。なお、財務報告に係る内部統制については取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月16日

株式会社	セゾン情報システムズ	監査役会
常勤監査役	三 谷 宏 雄	Ⓔ
常勤監査役	三 宅 信 一	Ⓔ
監 査 役	石 井 泰 次	Ⓔ
監 査 役	小 川 憲 久	Ⓔ

(注) 監査役三谷宏雄、監査役三宅信一、監査役石井泰次及び監査役小川憲久は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上